

中央公民館等複合施設整備事業（基本計画策定支援業務）に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と三木商工会議所（以下「乙」という。）は、甲が管理運営する三木市中央公民館、三木市立市民活動センター、三木市立高齢者福祉センター及び三木市立まなびの郷みずほの4公共施設と、乙が管理運営する三木商工会館とを集約、複合化してできる新たな施設（以下「中央公民館等複合施設」という。）を整備する事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業の基本計画策定支援業務（以下「本件業務」という。）について、その円滑な実施に必要な基本的事項を甲乙双方が確認するため締結する。

（協力義務）

第2条 甲及び乙は、本協定に基づき、本事業の実施に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、本件業務に関する委託契約を甲に一任する。
- 3 乙は、区分所有する三木商工会館部分に関連する施設の機能、規模等を甲に提案する。
- 4 甲は、乙の提案を受け、中央公民館等複合施設全体の計画との整合を図るものとする。
- 5 乙は、甲に対して、その他本事業全般について意見を述べることができる。

（用語の定義）

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「現有施設床面積按分比率」とは、本協定締結時点において現有する三木市中央公民館、三木市立市民活動センター、三木市立高齢者福祉センター及び三木市立まなびの郷みずほと、三木商工会館それぞれの床面積を用いて算定する按分比率をいう。
- (2) 「支払限度額」とは、甲の請求により乙が支払うべき金額の限度額をいう。

（本件業務の内容）

第4条 本件業務の内容は、以下のとおりとする。

- ア 前提条件の整理
- イ 基本理念及び基本方針の検討

- ウ 先進事例の調査及び研究
- エ 基本計画課題の検討
- オ 事業手法の検討
- カ 概略計画及び概算事業費等の検討
- キ 今後の課題の検討
- ク その他本件業務全般

(費用負担)

第5条 乙は、甲が実施した本件業務の費用の一部を、甲の請求に基づき、負担金として甲に支払うものとする。

- 2 本件業務の費用にかかる乙の負担金は、本件業務に係る費用に三木商工会館の現有施設床面積按分比率を乗じた金額とする。

(支払限度額)

第6条 本件業務の費用にかかる乙の負担金の支払限度額は、3,000,000円とする。

- 2 甲は、予算の都合その他必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。
- 3 負担金の額が、支払限度額を上回る場合は、当該金額が確定した後、その上回る金額について別途精算するものとする。

(負担金の請求及び支払)

第7条 甲は、本件業務終了後、速やかに負担金額を算出し、乙に請求するものとする。

- 2 乙は、甲からの請求を受けた後、速やかに負担金を甲に支払うものとする。

(補助金及び交付金等)

第8条 本事業に関する国県等からの補助金及び交付金等の交付申請は、甲乙それぞれに行い、それぞれの収入とする。

(損害の負担)

第9条 本事業に関して、甲乙みずからの責に帰すべき事由により生じたみずからの損害は、甲乙各自の負担とする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本件業務の精算終了日までとする。

(協定解除)

第11条 甲及び乙は、相手方が本協定に違反した場合は、本協定を解除することができる。

(設計施工等に関する協定)

第12条 本事業の設計施工、維持管理費等にかかる費用負担については、甲乙それぞれ中央公民館等複合施設における床面積按分比率によることを基本とする。ただし、具体的な費用負担の方法については、甲乙が協議をして定めるものとし、基本計画策定完了以降において別途協定を締結する。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 5年10月20日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲 田 一 彦

乙 三木市本町2丁目1番18号
三木商工会議所
会 頭 廣 田 篤 生